

# 産業医科大学 産業保健学部 産業衛生科学科に期待する



## 産業衛生科学科を志望される皆さまへのメッセージ

厚生労働省では、現在、職場での化学物質の管理を大きく変えようとしています。我が国では、職場での化学物質等を原因とする労働災害は年間約 400 件発生しており、その中には、死亡災害や重篤な症状が生じるものも多く含まれています。ところが、そのうちの8割が、法令で個別具体的な規制の対象となっていない化学物質によるものです。このため、これらの有害物質に規制の網を掛け、対策を強化することを主眼に、事業者自らが、国の定める基準等の範囲内で、化学物質による災害を防止するための措置を決めていく仕組みを導入しました。

職場の化学物質による災害を防止するため、労働安全衛生法という法律があり、約 50 年間にわたり、働く人の健康に大きな影響を及ぼすと国が判断した物質を順次、規制の対象として追加してきました。特に有害性の高い8物質については、製造や使用を禁止し、一定の有害性のある 123 物質については、作業環境中の化学物質の濃度を測定し、ばく露を低減するための対策を行うといった規制を行ってきました。

しかし、危険性や有害性のおそれがある化学物質は数万物質といわれており、そのうち、3千程度の物質は、危険性や有害性があることが明らかになっています。このため、これまでの個別規制に加え、有害性が明らかになっている化学物質に広く規制をかけ、国が定めるばく露濃度の上限、国が提供する有害性・危険性情報の整備拡充を前提として、事業者が自ら化学物質による災害のリスク評価(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づいて、ばく露防止のための措置を行う仕組みを導入しました。

この新しい化学物質管理制度で重要な役割を担うのが、化学物質管理の専門家です。これまでの規制とは異なり、個別の物質ごとに遵守すべき事項が決まっていないため、自ら測定を行い、化学物質による疾病のリスクを評価し、それを防止するためのばく露低減措置を決定しなければなりません。これには、高い専門性と経験と知識が求められます。

一方、こうした専門家となりうる化学物質の健康影響について十分な知識を持った人材がいる企業は、多くありません。また、大学で、リスクアセスメントの実施とその結果に基づく作業環境改善の措置といった実務的な内容に加え、物質がどのような経路で人体に侵入するのか、どの臓器にどのような健康影響をもたらすのか、排気装置などの設計や管理など、高度な知識を学べる学科は非常に少ない状況にあります。

産業医科大学は、労働者の健康確保及び産業医学水準の向上という極めて公共性の高い目的を達成するために、厚生労働省の主導により設立された大学です。その中で産業保健学部産業衛生科学科は、化学物質の健康影響をはじめとして、作業環境での化学物質の測定と分析方法、環境の改善方法、そして化学物質の管理方法などを体系的に学ぶことができる、国内で唯一の学科です。この学科では、卒業すると同時に、第2種作業環境測定士と第1種衛生管理者の二つの国家資格を取得でき、卒業生は様々な企業の安全衛生部門や作業環境測定の会社など様々な分野で活躍しています。

これからも産業衛生科学科の卒業生が、作業環境測定士や衛生管理者の資格を活かして、日本の新しい化学物質管理制度の実施を支え、働く人々の健康と安全を守っていってくれることを期待しています。

一人でも多くの若い人達が、日本の新しい化学物質管理方法を学び、働く人々の健康と安全を支える人として活躍していただくことを祈念しています。

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長

安井省待良